

### 3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書

#### (1) 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

選 管 第 16 号

平成 24 年 4 月 27 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長

藤原 静雄 様

神奈川県選挙管理委員会

委員長 梅 木 武 夫

選挙管理委員会における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による提供について、御審議していただきたいので、諮問いたします。

## (第4号様式)

## 条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件

		区 分	個 別	※案件番号	8
所 管 課 所 名	選挙管理委員会				
主 管 課 名	選挙管理委員会				
事 務 の 名 称	ホームページへの掲載による選挙公報の公表事務				
事 務 の 目 的	国政選挙、知事選挙、県議会議員選挙における選挙公報をホームページへ掲載することにより、より開かれた選挙を実現し、住民サービスの向上を図る。				
オンライン結合の内容	上記選挙における選挙公報を県ホームページに掲載することにより、県民等のインターネット利用者に対して情報提供する。				
対象となる個人の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 候補者の推薦人（応援者等を含む。）</li> <li>・ 候補者の尊敬する人</li> <li>・ 候補者の家族</li> <li>・ その他選挙公報に掲載される個人</li> </ul>				
提供する個人情報項目名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名</li> <li>・ 職業、職歴</li> <li>・ 地位</li> <li>・ 候補者の推薦人等であるという情報</li> <li>・ 候補者との続き柄</li> <li>・ その他選挙公報に掲載される項目</li> </ul>				
提供の相手先	インターネット利用者				

答 申 第 14 号

平成 24 年 5 月 10 日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 梅 木 武 夫 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

選挙管理委員会における保有個人情報のオンライン結合による  
提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年 4 月 27 日付け選管第 16 号で諮問のありました「ホームページへの掲載による選挙公報の公表事務」に係る保有個人情報のオンライン結合による提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(2) 条例第9条の規定に基づく目的外利用、目的外提供の制限

平成24年7月4日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 古谷 幸治

公営企業管理者における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護  
条例第9条の規定に基づく目的外利用、目的外提供及び本人通知の省略に  
ついて(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条第2項の規定に  
基づき、別添事案に係る目的外利用、目的外提供及び本人通知の省略について、ご審議いた  
きたいので諮問いたします。

## (第3号様式)

## 条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件

	区 分	個別	※案件番号	16
所管課所名	企業庁企業局水道部経営課、各水道営業所			
主管課名	企業庁企業局水道部経営課			
事務の名称	水道営業所における孤立死・孤独死（以下「孤立死等」という。）の防止に向けた市町等への情報提供事務			
事務の根拠法令等	平成24年5月9日付け健水発0509第1号「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について（厚生労働省健康局水道課長通知）」 水道営業所における孤立死・孤独死の防止に向けた市町等への個人情報提供事務の取扱いに関する指針（案）			
事務の目的	孤立死等の恐れがある水道使用者を早期に発見し、市町による生活保護や福祉サービス等の適切な支援につなげ、孤立死等の発生を未然に防止する。			
対象となる個人の類型	孤立死等の恐れがある水道使用者			
目的外に利用・提供する保有個人情報の内容	(目的外利用) 市町への情報提供の必要性について判断するために必要となる上記水道使用者に係る保有個人情報（水道料金の未納、減免等の情報） (目的外提供) 上記使用者の使用者名、使用場所、電話番号、訪問時の状態			
利用・提供の相手方	(目的外利用) 本件事務の所管課所（企業庁企業局水道部経営課、各水道営業所） (目的外提供) 県内の市町（県営水道の供給区域に限る。）			
<p>利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等） 次のことから、水道事業に伴い保有する水道使用者の個人情報を、目的外利用・提供する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨今、全国において、高齢者や生活に困窮された方、または、障害のある方が地域で孤立した状態で亡くなり発見されるという痛ましい事案が数多く発生している。そこで、県保健福祉局では、孤立死等の発生を未然に防止するため、個人宅を訪問する形態の業務において、住人の生命の危険が予見等される場合に、市町の福祉担当課へ情報提供を行い、適切な支援につなげていく「地域見守り活動」を推進していくこととした。</li> <li>・ 市町の福祉担当課では、これまでも民生委員と情報連携を行う等、孤立死等の防止に取り組んでいるところではあるが、最近では、一人暮らしの高齢者や障害者に限らず、家族で暮らしていても生計中心者の急逝により、同居の高齢者や障害者まで死に至る事案が発生しており、孤立死等の恐れがある世帯の把握は、非常に困難な状況となっている。</li> <li>・ そのため、水道使用者の個人宅を訪問する業務形態を有する県水道営業所において、孤立死等の恐れがある水道使用者を把握した場合に、その情報を市町の福祉担当課へ提供していくことは、社会におけるセーフティーネットの網の目を細かくし、孤立死等を未然に防止するため必要である。</li> <li>・ また、県水道営業所が保有する水道使用者の料金未納・減免等の個人情報を市町への情報提供の必要性の判断のために目的外利用することは、水道料金の未納や減免を受けている者は、生活困窮者や身体障害者の方が多く、通報が必要な場合が多いと判断されること等から、よりの確な市町への情報提供を行っていくために必要である。</li> <li>・ なお、情報提供の必要性の判断は、上記指針(案)の中の「孤立死等の防止に関する通報等の基準」に基づき判断していくこととなるが、実際の運用に当たっては、画一的、固定的な運用の結果、情報提供が必要な水道使用者について提供が行われなかったという事態が生じることがないように、常に見直しを行い弾力的に運用していく。</li> </ul>				
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知  <input type="checkbox"/> する    <input checked="" type="checkbox"/> しない  (しない理由) 次の理由から、本人通知は省略する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県水道営業所から市町に対して、孤立死等の恐れがある水道使用者について通報を行った場合、通報を受けた市町は、対象となった使用者に電話連絡、又は、現地に出向き使用者の安否確認等を行うこととなる。その際、市町の職員は、水道使用者に対して県水道営業所からの連絡に基づき電話連絡又は訪問を行った旨説明することになるので、「事務又は事業の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することは現実的でない場合」（類型4）に該当する。</li> <li>・ また、県水道営業所において通報の必要性の判断のため未納・減免等の保有個人情報を目的外利用したことについては、水道使用者本人は市町職員による説明で県水道営業所からの通報に基づくものであることを承知しており、当該通報の必要性を判断するために未納情報等を目的外利用したことについて通知を受けたとしても、本人は予期せぬ通知を受け無用のわずらわしさを感じるだけであること、又、本人は通知を受けても目的外利用の事実をくつがえすことはできず本人に選択の余地はないことから通知は行わない(諮問対象)。</li> </ul>				

答 申 第 15 号

平成 24 年 7 月 12 日

神奈川県公営企業管理者

古谷 幸治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

公営企業管理者における個人情報の取扱いに関する意見について

(答申)

神奈川県個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号及び同条第 2 項ただし書の規定に基づき、平成 24 年 7 月 4 日付けをもって諮問のありました「水道営業所における孤立死・孤独死の防止に向けた市町等への情報提供事務」に係る保有個人情報の目的外利用及び本人通知の省略並びに目的外提供について、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(3) 条例第 60 条の規定に基づく個人情報保護制度の改善に関する施策の諮問

情 公 第 5 号

平成 24 年 9 月 6 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 藤原 静雄 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について（諮問）

神奈川県個人情報保護条例に基づく「個人情報取扱業務登録制度」は、平成 2 年 10 月 1 日の条例施行以来、およそ 22 年が経過しておりますが、個人情報保護法の施行等により、個人情報取扱いに関する「標準的・社会的ルール」の形成やプライバシーマーク制度の普及など、業務登録制度を取り巻く環境は大きく変化しております。

この間、平成 22 年には貴審議会の前身である神奈川県個人情報保護審議会から、業務登録制度のあり方について抜本的な検討が必要であるとの答申をいただいているところです。そこで、個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について、貴審議会の御意見を賜りたく、神奈川県個人情報保護条例第 60 条の規定に基づき、諮問いたします。

(4) 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

情 公 第 6 号

平成24年9月6日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤 原 静 雄 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

知事における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例  
第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による保有個人情報の提供について、御審議していただきたいので、諮問いたします。

## (第4号様式)

## 条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件

	区分	個別	※案件番号	21
所管課所名	県土整備局総務部建設リサイクル課			
主管課名	県土整備局総務部建設リサイクル課			
事務の名称	神奈川県土砂の適正処理に関する条例に基づく勧告違反者等の公表事務			
事務の目的	神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「条例」という。）に基づく勧告に従わなかった者や命令を受けた者等の氏名、行為の場所等を公表することにより勧告・命令等の実効性を高めるとともに、不適正な土砂埋立行為等による災害の発生を予防し県民の安全を確保する。			
オンライン結合の内容	条例に基づく勧告に従わなかった者や命令を受けた者等の氏名等の保有個人情報、条例及び同条例施行規則に基づき、県ホームページに掲載することにより、当該保有個人情報を県民等のインターネット利用者に対して随時に提供する。			
対象となる個人の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第6条の勧告に従わなかった者（条例第27条第1項第1号）</li> <li>・ 条例第9条第1項又は条例第11条第1項の規定に違反して土砂埋立行為を行った者（条例第27条第1項第2号）</li> <li>・ 条例第13条第3項、条例第18条第2項又は条例第25条第2項において準用する同条第1項の命令を受けた者（条例第27条第1項第3号）</li> </ul>			
提供する個人情報の項目名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名</li> <li>・ 住所</li> <li>・ 勧告の内容、違反の事実又は命令の内容</li> <li>・ その他知事が必要と認める事項</li> </ul>			
提供の相手先	インターネット利用者			

平成 24 年 9 月 13 日

神 奈 川 県 知 事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

知事におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に関する  
意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年 9 月 6 日付け情公第 6 号をもって諮問のありました「神奈川県土砂の適正処理に関する条例に基づく勧告違反者等の公表事務」に係るオンライン結合による保有個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(5) 条例第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

情 公 第 11 号

平成 24 年 11 月 1 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤 原 静 雄 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

知事における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例  
第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による保有個人情報の提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

## (第4号様式)

## 条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件

		区分	個別	※案件番号	22
所管課所名	建築安全課				
主管課名	建築安全課				
事務の名称	建築士の定期講習受講状況提供事務				
事務の目的	特定行政庁及び指定確認検査機関が、建築確認申請時に建築士法第22条の2に規定された建築士の定期講習の受講状況を確認できるようにするため、建築行政共用データベースの建築士・事務所登録閲覧システムのデータを用いた簡易検索システムにより建築士の登録情報を提供する。				
オンライン結合の内容	実施機関が国及び他の都道府県と共同で管理しているサーバーと、特定行政庁・指定確認検査機関が管理する電子計算機をインターネットを用いて結合し、実施機関が保有する個人情報を提供する。				
対象となる個人の類型	本県で登録している二級建築士及び木造建築士				
提供する個人情報項目名	建築士区分、登録番号、登録都道府県名、氏名、合格年月日、定期講習最終受講日				
提供の相手先	特定行政庁及び指定確認検査機関				

答 申 第 18 号

平成 24 年 11 月 8 日

神 奈 川 県 知 事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

知事におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に関する  
意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年 11 月 1 日付け情公第 11 号をもって諮問のありました「建築士の定期講習受講状況提供事務」に係るオンライン結合による保有個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(6) 住民基本台帳法第 30 条の 9 の規定に基づく本人確認情報の保護に関する事項

市 行 第 101 号  
平成 24 年 9 月 6 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長  
藤 原 静 雄 様

神 奈 川 県 知 事  
黒 岩 祐 治

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について（諮問）

このことについて、住民基本台帳法第 30 条の 9 第 2 項の規定に基づき、住民基本台帳法施行条例に規定する事務について、別添のとおり御審議していただきたく諮問します。

答 申 第 17 号  
平成 24 年 9 月 13 日

神奈川県知事  
黒 岩 祐 治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 藤 原 静 雄

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加に関する意見に  
ついて（答申）

住民基本台帳法第 30 条の 9 第 2 項の規定に基づき、平成 24 年 9 月 6 日付け市行第 101 号をもって諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

※平成 24 年 11 月 8 日開催の第 13 回審議会、平成 25 年 1 月 17 日開催の第 14 回審議会においても、同様の諮問・答申が行われています。